

## 申し込みに当たっての注意事項

九州農政局では、災害対応時用に食品の備蓄を行っており、年1～2回更新しております。更新を迎える際は、残り賞味期限が短くなったもの（概ね2ヶ月以上残したもの）については、食品ロス削減及び有効活用を図るため、引渡しを希望されるフードバンク活動団体へ提供を行っています。

更新を迎える備蓄食品は、添付の「九州農政局災害用備蓄食品提供予定一覧」のとおりです。食品の引渡しについては、令和8年2月27日（金曜日）～令和8年3月6日（金曜日）の9時～17時の時間帯を予定しておりますので、希望がございましたら、添付の「希望申し込み書（団体名を記載してください）」に『団体名』『引取希望する場所』『希望品目・数量』『引取希望日時』『引取方法』を記入の上、令和8年2月10日（火曜日）時までにメール「[foodaccess\\_kyushu@maff.go.jp](mailto:foodaccess_kyushu@maff.go.jp)」で申し込みください。

### 【留意事項】※必ずご確認をお願いします。

1. 別紙の「食品の提供に関する合意事項」を必ずお読みください。
2. 食品を提供する前に九州農政局において備蓄食品としての目的に使用した場合や引渡し希望多数となった場合は、調整させていただきますので必ずしも希望数量どおりの引渡しとならない場合がありますので、ご了承ください。
3. 提供先の要件として、九州農政局管内（九州7県）に本部を置く団体及び九州農政局が活動を確認している団体とさせていただいております。
4. 税金により購入しているもの（国の物品）であるため、不正利用や廃棄、不正転売等を防ぐため、合意書の締結や、引取り後も引渡し食品の在庫がなくなるまで、引渡し先等の記録が必要です。ご承知おきください。

## 別紙

### 食品の提供に関する合意事項

#### 1 備蓄食品の提供

- (1) 備蓄食品の提供を受けるフードバンク団体及び九州農政局は、協議の上、備蓄食品の引取日時を決定し、備蓄食品の提供を受けるフードバンク団体は、当該日時に九州農政局が指定する引渡場所へ確実に引取りに来るものとする。
- (2) 備蓄食品の提供を受けたフードバンク団体は、九州農政局に対し、備蓄食品の受領後、速やかに引渡書兼受領書を提出するものとする。

#### 2 備蓄食品の品質管理

備蓄食品の提供を受けたフードバンク団体は、備蓄食品の品質等を適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導するものとする。

#### 3 備蓄食品の取り扱いに関する情報の保存簿

備蓄食品の提供を受けたフードバンク団体は、備蓄食品の取り扱いに関する情報(譲渡先の名称、譲渡日、譲渡品名、譲渡数量等)を「災害用備蓄食品の取り扱い情報」(別紙様式)に記載し、備蓄食品を引き取った年度の翌年度の4月1日から起算して1年間保存するものとする。

なお、九州農政局は、備蓄食品の提供を受けたフードバンク団体に対して必要に応じて、取り扱い状況等について確認を行うこととし、備蓄食品の提供を受けたフードバンク団体は協力するものとする。

#### 4 責任の所在

- (1) 備蓄食品の引渡し後の事故の責任は、備蓄食品を受けたフードバンク団体は一切、九州農政局に問わないものとする。
- (2) 備蓄食品の提供を受けたフードバンク団体は、いかなる場合においても、備蓄食品を転売又は金銭その他の有価物と交換してはならない。

#### 5 備蓄食品の引渡先

備蓄食品の提供を受けたフードバンク団体は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政及びその他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は直接個人に対して備蓄食品を引渡すものとする。

なお、備蓄食品の提供を受けたフードバンク団体は、引渡す前に止むを得ず備蓄食品を廃棄する場合は、横流れ防止措置をとり廃棄を確実に行うものとする。

#### 6 誠実協議

本合意事項に記載なき事項又は本合意事項の解釈に疑義の生じた事項については、備蓄食品の提供を受けたフードバンク団体及び九州農政局は信義誠実のもとに協議の上、解決するものとする。

#### 7 反社会的勢力の排除

フードバンク団体は、自己が現在また将来にわたって反社会的勢力に該当しないこと、また不当な要求や脅迫、暴力的行為、九州農政局の信用を毀損する行為を行わないことを約する。